

株券等の5日目決済及び期間売買停止の廃止に伴う制度改正について

平成21年3月3日

株式会社日本証券クリアリング機構

項目	内容	備考
<p>趣旨</p> <p>改正の概要</p> <p>1. 5日目決済廃止関係</p> <p>(1)基準日等の日における決済</p> <p>(2)基準日等の日に証券決済未了(フェイル)が発生した場合の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品取引所において、本年11月を目途に株券等の基準日等に係る5日目決済制度、及び株式の併合や株式の分割等と同時に単元株式数を増加又は単元株式数の定めを新設する場合の期間売買停止制度が廃止されることに伴い、基準日等の日にフェイルが発生させた場合の取扱い、期間売買停止銘柄に係る証券決済未了の制限(フェイル禁止)及びバイイン請求・実行の制限等について所要の整備を行う。 ・ 5日目決済の廃止対象となる有価証券(内国株券、新株予約権証券、優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券、受益証券発行信託の受益証券、外国株券、外国新株予約権証券、外国投資信託受益証券、外国投資証券、外国受益証券発行信託の受益証券及び外国株預託証券)については、基準日等の日においても通常日と同様の決済を行う。 ・ 基準日等の日に証券決済未了(フェイル)が発生した場合には、当該フェイルに係る証券決済未了渡方参加者(フェイル参加者)と当社が指定する証券決済未了受方参加者(被フェイル参加者)は配当金、権利等に係る取扱いについて協議するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行は基準日等の日においては当該日の前日に発生したフェイルの解消に係る決済のみを実施しているが、制度改正後は基準日等の日においても当該日を当初決済予定日とする受渡数量と当該基準日等の日の前日に発生したフェイルに係る繰り延べ受渡数量をネッティングした数量の授受を行う。 ・ 債券(転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を含む。)については、現行の取扱いを継続する。 ・ 基準日等の日に発生したフェイル分に係る受渡数量については、通常日のフェイルと同様にCNSによって翌日に繰延べられる。 ・ 協議の相手方となる参加者について

項目	内容	備考
(3)バイイン請求・実行制限	<ul style="list-style-type: none"> 基準日等の日及びその前日においてもバイイン請求を行うことを可能とする。 	<p>は、基準日等の日における証券決済時限(13時)後速やかに当社よりフェイル参加者・被フェイル参加者に通知する。</p>
(4)遅延違約金	<ul style="list-style-type: none"> 基準日等の日に証券決済未了(フェイル)を発生させた場合には、フェイル参加者はフェイル銘柄に係る当該基準日等の日のDVP清算値段と当該基準日等の日の2日前の日の清算値段のうちいずれか高い清算値段にフェイル数量を乗じた額100円につき8銭の期末銘柄等遅延違約金を当社に支払わなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行制度下において、基準日等の日の前日にフェイルを発生させ、基準日等の日にフェイルが解消しなかった場合の料率(100円につき8銭)と同一。
2. 期間売買停止廃止関係		
(1)証券決済未了の制限(フェイル禁止)	<ul style="list-style-type: none"> 株式の併合が行われる場合又は株式の分割等と同時に単元株式数を増加又は単元株式数の定めを新設する場合、併合前・分割前の株式にかかる最終決済日においては証券決済未了を発生させてはならない(フェイル禁止)。 	
(2)バイイン請求・実行制限	<ul style="list-style-type: none"> 上記(1)のフェイル禁止日の前日までに行われたバイイン請求であって、バイインによって売買が成立していない部分については、バイイン請求が失効するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行制度下においては、期間売買停止期間の初日の前日までに行われたバイイン請求でバイイン未実行の部分についてバイイン請求が失効する。
. 実施時期	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年11月を目途に実施する。 	

以上